公的制度で

設備投資を応援します!

小規模企業者等の設備投資を支援します!

目次

1.小規模企業者等設備貸与事業について	2
2.創業者について	3
3.申込対象者について	4
4.制度の流れについて	5
5.申込方法について	5
6.返済方法について	6

【問合せ・申込先】

(公財)にいがた産業創造機構

経営支援グループ 経営基盤強化チーム 〒950-0078 新潟市中央区万代島 5番1号「万代島ビル 9階」 TEL 025-246-0052 (直通) FAX 025-246-0030

URL http://www.nico.or.jp

1.小規模企業者等設備貸与事業について

創業や経営の革新に取り組む県内企業の皆様が必要とする設備を、にいがた産業創造機構(NICO)が皆様に代わって購入し、割賦販売又はリースする制度です。

制度名	割賦販売方式	リース方式				
	従業員数 20 人以下(商業、サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)は 5 人以下)の 事業者及び創業者					
対 象 者	※ 常時使用する従業員数が 50 人以下の中小企業の方は次の要件に全て該当すれば 対象になります。 ① 金融機関(旧国民生活金融公庫、信用組合、信用金庫を除く)からの総借入残高が					
	4億2千万円以下であること。					
	② 最近3ヶ年の決算における平	- 均利益(経常利益)が 3,500 万円以下であること。				
	③ 法人企業は大企業からの出	資が1/3 以下であること。				
	※「2.創業者について」及び「3.申	込対象者・対象設備について」もご確認ください				
対象設備	創業や経営の革新のために必要と認められる設備(土地、建物及び工事関係は対象外)					
	※「3.申込対象者・対象設備につ	いて」もご確認ください				
利用限度額	100万円~1億円					
(消費税込)						
	設備の法定耐用年数に応じて3年~10年 ※2					
	3年~10年	リース期間終了後は原則として設備を NICO に返還又				
返済期間	ただし、法定耐用年数以内と は廃棄していただきます。ただし、ご希望により契約を なります。※2 更新する場合、1ヶ月分のリース料で1年間の再リース					
		を組むことが出来ます。				
		法定耐用年数 リース期間 月額リース料率(優遇料率※1)				
		3~ 5年 3年 2. 949% (2. 923%)				
		4~ 7年 4年 2. 254% (2. 228%)				
 割賦損料(利率)	 金利 年1.6%(固定)	5~ 8年 5年 1.830% (1.805%)				
月額リース料率	(優遇金利 年1.1% ※1)	6~11年 6年 1.554% (1.530%)				
71007 7117	(後題並列 平1.170 次1)	7~13年 7年 1.354% (1.330%)				
		8~14年 8年 1. 200% (1. 176%)				
		9~15年 9年 1.086% (1.062%)				
		10年~ 10年 0. 992% (0. 969%)				
返済方法	毎月返済 (NICO 指定金融機関の口座から毎月引き落としさせていただきます)					
連帯保証人	原則として代表者のみ。					
医市际证人	不動産担保等を提供していただく場合があります					

制度名	割賦販売方式	リース方式
設備の所有権等	貸与期間中は機構に貸与設備の所 有権が留保されますが、期間終了後 所有権を譲渡します。 設備は減価償却資産として計上し、 固定資産税を負担していただきます。	NICO に所有権が有ります。 リース料は経費として処理できます。
費用負担・その他	貸与設備の損害保険料を負担していただきます。(ただし風水害、地震等の災害は含みません。)	リース設備の損害保険料は NICO が負担します。(ただし風水害、地震等の災害は含みません。)

^{※1}優遇金利(料率)の適用については一定の要件があり、貸付審査会にて決定します。

※2商工会・商工会議所を経由して申込があった場合は、10年以内において、返済期間(又はリース期間)の 基準となる耐用年数等の期間を2年を超えない範囲内で延長出来る場合があります。

2.創業者について

下記に該当する創業者の方は、設備貸与事業(割賦販売、リース)を申込していただけます。

◇創業者とは◇

- ①事業を営んでいない個人であって、1ケ月以内に新たに事業を開業する具体的な計画がある方
- ②事業を営んでいない個人であって、2ヶ月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有する方
- ③新たに事業を開始した個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していない方
- ④新たに設立された会社であって、その設立の日以降5年を経過していない会社
- ◇申込資格◇

「3.申込対象者・対象設備について」(P4)をご確認ください。

◇対象設備◇

事業を行うために必要な設備

- ◇利用限度額◇
 - 100 万円~1億円
- ◇申込方法◇

「申込方法について」参照

3.申込対象者・対象設備について

原則として下記の全ての要件に該当すれば対象者として申込みしていただけます。創業者の方は、「2. 創業者について(P2)」もご確認ください。

No.	対象要件				
1	新品設備または製造 3 年以内の中古設備であること。				
2	設備の引き渡し後、1年以内に設備に隠れた瑕疵が発見された場合は、設備販売業者が修理または新品と				
	の交換及び損害賠償の責任を負える設備であること				
3	申込設備の法定耐用年数は3年以上であること				
4	申込設備は新潟県内に設置し、自己の企業で使用すること				
4	(土地、建物、物品賃貸業の賃貸用物品等は貸付対象外)				
5	NICO との契約(割賦販売又はリース)前に設備の設置を行っていないこと				
6	設備の設置が申込年度内(4月1日~3月31日まで)に完了すること				
7	申込企業は青色申告を行い、経営内容が帳簿により把握できること(創業者の場合はその見込みであること)				
8	県税及び県・NICO の金融制度で滞納をしていないこと				
9	資格要件に制限のある業種(建設業、電気工事業、クリーニング業等)の事業者は所定の認定書、証明書、				
9	許可証の交付が受けられること				
10	性風俗関連特殊営業に該当する業種、または公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認められ				
	る業種でないこと				
11	暴力団関係者等と関係がないこと				
	経営の革新(下記1~5のいずれかに該当)に取り組む事業者であること(創業者を除く)				
12	1. 新商品の開発又は生産 2. 新役務の開発又は提供				
12	3. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 4. 役務の新たな提供の方式の導入				
	5. 新たな経営管理方式の導入その他の新たな事業活動				
	付加価値(営業利益、人件費、減価償却費の合計額)又は従業員1人当りの付加価値額が下記の通り増加す				
13	ることが見込まれること (創業者を除く)				
	① 3年間で9%以上 ② 4年間で12%以上 ③ 5年間で15%以上				
14	経常利益が下記の通り増加することが見込まれるであること(創業者を除く)				
. ,	① 3年間で3%以上 ② 4年間で4%以上 ③ 5年間で5%以上				

4.制度の流れについて

No.	項目	内 容	
1	申込書提出	原則として月末が申込締切日です。申込方法は下記のとおりです。	
2	現地調査	経営内容や投資効果等について企業に伺ってお聞きします。	
3	貸付審査会	原則として毎月1回行います。	
4	貸付決定	貸付の可否についてご連絡します。	
5	売買契約締結	設備販売業者とNICOが売買契約を締結します。	
6	割賦販売(リース)契約締結	申込企業とNICOが割賦販売契約またはリース契約を締結します。	
7	設備の設置	契約締結後に設備を設置していただきます。	
8	検収・引き渡し	設備設置後、申込企業、設備販売業者、NICOの3者立会いで行います。	
9	設備販売業者へ代金支払	NICOから設備販売業者へ設備代金をお支払いします。	
10	返済開始	申込企業から毎月の口座振替で返済していただきます。	
11	返済終了	返済終了後、割賦販売方式は設備の所有権が企業に譲渡されます。 リース方式は、再リースまたは設備を返還・廃棄していただきます。	

5.申込方法について

下記の書類を NICO まで提出して下さい(※郵送可)。事業予算が満額になるまで随時受付いたします。 ◇提出書類◇

No	提出書類等
1	申込書及び調査書 ※
2	申込設備の見積書(販売業者発行のもの)
3	申込設備のカタログ又は図面・仕様書
4	最近3ヵ年分(創業3ヵ年未満の事業者は2ヵ年分以下でも可)の決算書 ※勘定科目明細書含む (個人企業の場合は所得税青色申告書)
5	最近時の月次試算表
6	申込時点の取引金融機関発行の預金、借入(長期・短期)、手形割引の残高証明書(原本)
7	許可証・免許証・認可証が必要な業種はその写し(建設業、電気工事業、クリーニング業等)
8	県税の納税証明書(最寄りの県地域振興局県税部もしくは県税事務所発行・原本を提出)
9	暴力団等の排除に関する誓約書 ※
10	役員名簿 ※
11	(商工会・商工会議所を経由して申込することで返済期間の延長を希望する場合のみ) 返済年数延長に係る確認書(商工会、商工会議所発行) ※
12	(創業前または創業 2 年未満の事業者のみ) 事業計画書

※No1、9、10、11 の書類は NICO ホームページ(http://www.nico.or.jp)からダウンロードしてご使用下さい。

6.返済方法について

◇割賦販売方式◇

割賦料は割賦販売契約を締結した翌月から毎月口座振替によって均等返済していただきます。

1000 万円(消費税含む)、割賦損料率 1.6%、返済期間 7 年の設備貸与(割賦販売)を受けた場合 (単位:千円)

回数	割賦元金	割賦損料	返済額合計	元金残高
契約時	0	0	0	10,000,000
1	119,099	13,333	132,432	9,880,901
2	119,047	13,174	132,221	9,761,854
3	119,047	13,015	132,062	9,642,807
4	119,047	12,857	131,904	9,523,760
5	119,047	12,698	131,745	9,404,713
6	119,047	12,539	131,586	9,285,666
7	119,047	12,380	131,427	9,166,619
8	119,047	12,222	131,269	9,047,572
9	119,047	12,063	131,110	8,928,525
10	119,047	11,904	130,951	8,809,478
70	119,047	2,380	121,427	1,666,658
71	119,047	2,222	121,269	1,547,611
72	119,047	2,063	121,110	1,428,564
73	119,047	1,904	120,951	1,309,517
74	119,047	1,746	120,793	1,190,470
75	119,047	1,587	120,634	1,071,423
76	119,047	1,428	120,475	952,376
77	119,047	1,269	120,316	833,329
78	119,047	1,111	120,158	714,282
79	119,047	952	119,999	595,235
80	119,047	793	119,840	476,188
81	119,047	634	119,681	357,141
82	119,047	476	119,523	238,094
83	119,047	317	119,364	119,047
84	119,047	158	119,205	0
合計	10,000,000	566,622	10,566,622	

◇リース方式◇

リース料はリース契約を締結した翌月から毎月の口座振替によってお支払いただきます。

月額リース料 = 設備代金 × 月額リース料率(100円未満切捨て)

リース料総額 = 月額リース料 × 支払回数

1000 万円(消費税含む)の設備貸与(リース)を受けた場合

(単位:円)

リース期間(支払回数)	3年(36回)	4年(48回)	5年(60回)	6年(72回)
月額リース料率	2.949%	2.254%	1.830%	1.554%
月額リース料	294,900	225,400	183,000	155,400
リース料総額	10,616,400	10,819,200	10,980,000	11,188,800
リース期間(支払回数)	7年(84回)	8年(96回)	9年(108回)	10年(120回)
月額リース料率(%)	1.354%	1.200%	1.086%	0.992%
月額リース料	135,400	120,000	108,600	99,200
リース料総額	11,373,600	11,520,000	11,728,800	11,904,000